別表第三の五の二の項を次のように改める。

五の二　公益社団法人及び公益財団法人	一　自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		

別表第三の十二の項を次のように改める。

十二　宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）	一　専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に、「決定又は」を「決定若しくは」に改め、「納付すべき国税」の下に「又は源泉徴収による国税」を加え、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「又は期限後申告書」を「若しくは期限後申告書」に改め、「があつた場合」の下に「又は源泉徴収による国税につき納付すべき税額が確定した時以後に当該国税の納税地に異動があつた場合」を加え、「その異動に」を「これらの異動に」に、「とき。」を「とき」に改める。

第七十一条第一項に次の一号を加える。

三　更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定　当該更正の請求があつた日から六月間

第七十二条第一項中「又は前条第一項第一号」を「、前条第一項第一号」に改め、「更正決定等」の下に「又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定」を加える。

第八十五条第一項中「に関する処分」の下に「（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「附記」を「付記」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項」を「、第四十一条の十二第一項若しくは第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「並びに第四十一条の十二第一項及び第二項」を「、第四十一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「若しくは第四十一条の十二第二項」を「、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「並びに第四十一条の十二第二項」を「、第四十一条の十二第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第四十一条の十第一項」を「、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「及び第四十一条の十第一項」を「、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第八項中「及び第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第九項中「若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項」を「、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「並びに第四十一条の九第二項及び第三項」を「、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十四項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「）に係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第十五項第二号中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号及び第四号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

第十一条第三項中「係る共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。）」を加え、同条第四項中「により共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「場合には、第一項に規定する」を「場合には、」に、「及び共助実施決定並びに」を「、共助実施決定及び」に改め、「第二十一条」の下に「、第二十三条第四項」を加え、「を準用する」を「（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第百二十二条並びに国税徴収法第百三十九条、第百五十三条及び第百五十四条の規定）を準用する」に改め、同項の表国税通則法の項中「提供（」の下に「同条第一項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。）」を加え、「租税条約等実施特例法第二条第三号」を「相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号」に、「（以下「相手国等」という」を「（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象